

令和2年第1回定例会議事日程（第3号）

令和2年3月17日（火）

午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

岸 本 加代子 議 員

梅 津 義 信 議 員

山 本 定 生 議 員

令和2年第1回吉富町議会定例会会議録（第3号）

| | | |
|-----------|--------------|-----------|
| 招 集 年 月 日 | 令和2年3月17日 | |
| 招 集 の 場 所 | 吉富町役場二階議場 | |
| 開 会 | 3月17日 10時00分 | |
| 応 招 議 員 | 1 番 角畑 正数 | 6 番 太田 文則 |
| | 2 番 向野 倍吉 | 7 番 梅津 義信 |
| | 3 番 中家 章智 | 8 番 岸本加代子 |
| | 4 番 矢岡 匡 | 9 番 横川 清一 |
| | 5 番 山本 定生 | 10番 是石 利彦 |
| 不 応 招 議 員 | なし | |
| 出 席 議 員 | 応招議員に同じ | |
| 欠 席 議 員 | 不応招議員に同じ | |

| | | | | |
|-----------------------------------|---------|-------|------------|-------|
| 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 | 町 長 | 花畑 明 | 会計管理者 | 奥家 照彦 |
| | 教 育 長 | 皆尺寺敏紀 | 住 民 課 長 | 永野 公敏 |
| | 総 務 課 長 | 守口 英伸 | 健康福祉課長 | 石丸 貴之 |
| | 企画財政課長 | 奥田 健一 | 産業建設課長 | 赤尾 慎一 |
| | 税 務 課 長 | 小原 弘光 | 上下水道課長 | 和才 薫 |
| | 教 務 課 長 | 瀬口 直美 | 税 務 課 主 幹 | 泉 智恵美 |
| | 企画財政課主幹 | 別府 真二 | あいあいセンター所長 | 工藤多津子 |
| | 保 育 園 長 | 岩井 保子 | | |

| | | |
|--------------------|-----|-------|
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | 局 長 | 奥邨 厚志 |
| | 書 記 | 竹内 一代 |

| | |
|-----------|-----------|
| 町長提出議案の題目 | 別紙日程表のとおり |
| 議員提出議案の題目 | 別紙日程表のとおり |

午前10時00分開議

○議長（是石 利彦君） おはようございます。会議に先立ち、議員の皆様、執行部の皆様に議長よりお願いいたします。

発言は必ず議長の許可を得てから発言してください。また、不適當発言、不規則発言に御注意いただき、有意義な会議でありますよう皆様の御協力をお願いいたします。

なお、コロナウイルスの関係で、マスク着用の御協力をいただいておりますが、発言者は話しづらい、聞きづらいということも聞いております。考慮しまして、発言者に限り着脱を許したいと思っております。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（是石 利彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に中家議員、向野議員の2名を指名いたします。

日程第2. 一般質問

○議長（是石 利彦君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、質問を許します。質問は通告の内容に沿ってお願いいたします。また質問の回数は同一質問について3回を超えることができないようになっておりますので、よろしくをお願いいたします。

質問者の質問時間は答弁を含み50分以内ですので、時間内に終わるよう要点を簡潔明瞭に行い、また、答弁者につきましても、効率的な議事運営への御協力をお願いいたします。時間の経過は議場内に表示されております消費時間を確認し、厳守していただきます。

岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 8番、岸本です。大きく3点の質問をしたいと思います。

まず1点目、幸子神場地区等の圃場整備事業についてお尋ねをいたします。本当は、もう少し細かく区切って通告すればよかったんですけど、大まかにしましたので、3回ということなので、1回に幾つか質問していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

まず、界木地区の圃場整備事業の現状についてお尋ねします。予算委員会の際に同僚議員の質疑にもあったので、ダブるかと思っておりますけれども、よろしくをお願いいたします。5点あります。

今、何ヘクタールを何人で開拓していらっしゃるのでしょうか。

それから営農組合ではできたのでしょうか。

どんな作物をどれぐらいの規模でつくっているのでしょうか。

それから、農家の皆さんの収入はそれによってふえているのでしょうか。

工事完了後に、町の行政は、この地区の農業経営にどのように関与しているのか。指導の実態といますか、どのようにかかわっておられるか。そして、関係者の要望なり声はどのようなものがあるのか。

5点言ったかと思えますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

まず、界木地区の農地の現状は、水田は5.4ヘクタール、畑地が約1,000平米。現在の耕作状況でいいますと、水稻が約4.9ヘクタール、大麦が3反、ブロッコリーが1町が現状でございます。

それから、営農組合については、まだ設立はしておりません。

現在、耕作者は4名が耕作をしております。

農家の所得につきましては、界木地区だけではなく、広津地区、小犬丸地区でも作付をしておりますので、界木地区だけを特定するというのは、所得がどのくらい向上したかというの、特定はできないので、ここで上がったのかどうかというの、私は把握はしておりません。

工事完了後は、耕作条件改善事業ということの事業で実施をいたしました。水稻以外の高収益作物をつくっていただくように、現在、農家の方も令和2年度にはブロッコリーや、そういった高収益作物を作付する予定であるというふうに、農家の方からは聞いております。

農家の方の声ですが、基盤整備をすることによって、耕作土、いわゆる作付するのに適した土というのが、もともとはそんなに深く、厚くはなかったということから、なるべく高収益作物をつくるために適した土として改善するために、米であるとか、麦であるとか、そういったものを作付して、少しずつ野菜とかの園芸作物をつくるために適した土づくりを、今現在しているところでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今のことについてもいろいろ聞きたいんですけども、まとめていえば、農業振興のための造成事業であったと思うんです。その目的に即して、今、どのようにそれを検証していらっしゃるか。そのことが一つ聞きたいです。

その中で、圃場整備したところの土地、それが全て今、活用されているのかどうか。例えば、

認定農家さんが全て圃場整備されたところを契約をとってしていらっしゃるのかどうかということも含めて、どのように検証しておられるか聞きたいです。聞きたいけれども、2回目なので、それ2点です。

次に、今回の神揚地区の圃場整備事業、長いんですけど、農地中間管理機構関連経営農地整備事業についてお尋ねいたします。これは現在、耕作している農業者を含む地権者が、15年間、中間管理機構に農地を貸し、その中間管理機構が農地整備事業が終わった後に、農地の受け手、耕作者に貸すというものです。説明会のときに配られたというQアンドAを見ましたけれども、これは説明であればいいことだらけのようですが、そうではないと思っております。この問題について、4点お聞きします。

具体的なことなんですが、事業が終わった後に、それまで自分が所有していた3反、確か1区画が1ヘクタールですよ。自分が所有していた自分が持っていた、自発して耕作していた量の田で、農薬を使わない農法で、また種類の違う米をつくること。つまり、今と同じようなことができるかどうか。小規模であっても農業をやりたいと頑張っている人が、事業の後に自分のやりたい農業ができるかどうかというのが1点です。

それから、15年後に返してもらおうということになっているんですが、15年後に返してもらった田は、宅地に転用できますか。多分できないと思うんですけど、確かめのためにお聞きします。

それから、QアンドAの4ページに、こういう箇所があります。今、自分たちが農家の皆さんでも耕作できない、誰かに頼んで耕作してもらっている方が多いですよ。そういうときに、今の耕作者がくれなくなった後に、次の耕作を引き受けてくれる保証はありません。基盤整備が完了していれば、耕作してくれる農家は出てくると考えます。次の耕作者を探しながら、草がぼうぼうになって管理費を手出しし、田んぼの心配をしながら固定資産税まで払う将来、それを孫の代や、それ以後の代まで英々と支払わせても仕方がない。そして、いろいろあって、一方、農地中間管理機構に農地を預け、基盤整備を済ませ、地代をもらいながら固定資産税を払う。そのときの耕作者が耕作できなくなっても、次の耕作者がすぐ見つかる。将来にわたって田んぼの心配をしなくて済むと考えられますというふうに回答としてあるわけです。

ところが、このときに多分、一緒に配られていると思うんですけど、福岡県の福岡県農業振興推進機構というところが出している農地の貸し借りに農地バンク、農地中間管理機構を活用しましょうという文書の中に、こういう箇所があるんです。耕作者が何らかの理由で農業をやめた場合、機構が役場や農業委員会等と連携して、次の受け手を探して貸し付けます。ここまではいいんです。括弧書きがあって、ただし、2年間経過しても次の受け手が見つからない場合には農地をお返しします。返された農地は、ここに書いてある草がぼうぼうになって、管理費を出す、こ

の現状にあるわけです。つまり、受け手が見つかる補償というのは確実じゃないわけです。この矛盾をどういうふうに説明されるのかというのが神揚地区の問題の3点目です。

あと、もう一つあります。これは、QアンドAの5ページです。将来のことを考えないといかんのかというクエスチョンがあって、答えとして、こういう文章があるんです。「あのとき、丸々さんが反対したので基盤整備できんやったと過去を恨む話をよく聞きます」とあるんです。参加するか、しないかは、あくまでもこれは個人の自由に属することです。この文言は、それを否定し、こういうふうに批判され、いわゆる村八分になりますよと、参加同意を強要した人権にかかわる問題表現だと思えます。行政文書にこのような文言があっているのでしょうかということ。その件、お願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） まず、無農薬であるとか、そういった農業をされて、または品種の違う米をつくりたいという方ですが、農薬につきましては、今現在、農協がヘリによる散布を実施しております。そういった面を見れば、無農薬というのは非常に難しいのではないかなというふうに思っております。

それから、米の品種でも違うものをつくりたいという場合ですが、米によっては植えつけの時期、または刈り取りの時期が違います。そのためには、田んぼの用水等が関係してくるんですが、稲刈りをするためには、田んぼの用水を、まず、水を切るという作業がすぐまわってきます。早く刈り取る。中生とか晩生のものであれば、しばらく水がいと。ですから、水系ごとにそういった米の品種を分けて作付をすれば可能ではあると思えますが、例えば、一つの農地だけ晩生のほうをつくるというのは、水の関係もあって難しいのではないかなというふうに思っております。

宅地転用については、許可権者が県になりますので、明確に、今、お答はできませんが、例えば、基盤整備をしたときの中での中央に近いようなところ、周辺が田んぼの農地のままというのは転用は難しいのではないかと思います。基盤整備でも住宅地に接しているところについては、転用の可能性があるのではないかなというふうに思っております。これは、現在、農地転用の申請が出されたところの住宅に接している部分であるとか、例えば、水道がある、または下水道があるとか、そういった条件を整えば、転用も可ということもございます。

ただ、基盤整備したところの、その土地によって判断はされるとは思いますが、冒頭申し上げましたように、許可はあくまでも県が判断しますので、できるかどうかというのは、今現在、私どもではお答えがしづらいということでもあります。

例えば、農地が15年後に返されたときに、次の人が見つかるかどうかという部分でございしますが、現在の神揚地区に限らず、本町内の農地のほとんどが未整備の農地であります。中には、道路がない、水路がない、そういったところというのは、貸したくても借り手がないというのが

現状ではないかというふうに思っております。そういったところというのは、なかなか買い手が見つからない。ただ、きちんと道路がある、水路があるとか、そういったところというのは基盤整備をしていなくても借り手というのは見つかるんですが、そういった条件を制御するために、基盤整備というのが必要だというふうに私は思っております。ですから、基盤整備をすれば、町内の認定農業者、あるいはそれ以外の担い手と言われる方以外で、上毛町であるとか、豊前市であるとか、そういった隣接した農家の方も、そこに参入もできるのではないかというふうに思っております。ただ、当然、貸し手、借り手の問題がございますので、必ず見つかるかということとは断定はできませんが、それを地域の農業委員会が農地の貸し出し希望等をしながら、そういった作付ができる方を探していきたい。現在も行われておりますが、そういうふうな仕組みは引き続き続けていきたいというふうには思っております。

アンケートの内容については、説明会で想定される質問であるとか、また、現在していた説明会の中で質問されたものをQアンドAとしてアンケートとあわせて配付させていただいた次第ですが、岸本議員が言われるように、もう少し内容について配慮すればよかったなというのは、深く反省はしているところであります。特に、農家の皆様には不安を思わせるような内容であったということを、あわせて反省はしております。今後、こういった配付をする際には、十分精査した上で配付をしなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 課長、まだ質問が残っています。界木地区の検証はできているのかという。

産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 界木地区につきましては、先ほどの質問で申し上げましたように、米から高収益な作物をつくるということが最終目標であります。ですから、農家の方にはブロッコリーであるとか、そういった高収益な作物をつくるということを目標に、今現在は進めておりますが、今、土づくりというのをおわせてやっておりますので、最終目標を令和4年、4分の1以上を水稲以外の高収益の作物をつくるということで、農家の皆さん方は理解をいただいておりますので、その目標実現に向けて、私たちも推進をしていかなければならないというふうに思っております。

現在、そういった土づくりの関係もございまして、作付をしていない農地もございまして。というのは、完成した、その年に米をつくろうとしたら、機械が埋まって、身動きがとれなかったというふうな土地がございました。そういったものを少しでも改善するために、1年ないし2年は置いて、水稲なり麦をつくった上で、そういったものを解消するというので、今現在、行っているところでございますので、5.4ヘクタール全て作物がつくっている状態かということ、そう

ではないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 3回目なので、行き着きます。今の界木のところ、作物をつくっていないところもあると。契約は全てなされているのかどうか一つ。

そして、何年かは見ないとわからないということだと思んですけど、農業振興ということに対して、今、どんなふうな評価をしていらっしゃるのか、これが2点、もう一回お願いします。

それと、これは質疑ではないかもしれないけど、無農薬の農薬を使わない農業とかを種類の違う米のことなんですけど、これは、私が問題にしたのは、3反、一つの区画は、あぜがないわけですね。区切りは紙面にあっても、区切られていないから、そういったことが不可能じゃないのかなと思ったんです。今、現実には、そういう農法なり、農業をしていらっしゃる方にとっては、それができない。やろうと思ってもできなくなる。そういうことが現実には起こるんじゃないかということと言いたかったわけです。

それから、QアンドAの最初のことは、受け手が見つかるか、見つからないかということの問題にするのではなくて、こういう曖昧なというか、必ずそれができますよというような誤解を与えるような文書になっている。そこが不正確だということを私は聞いたかったんです。

それから、先ほど言いました不適切な表現、この件に関して、今回の説明に当たる、こういう文章を読む限りにおいては、不正確な情報、そして不適切な表現があります。そういうものも含めた中でとられた賛否というのは、地権者の皆さんの本当の気持ちがそこにあらわれているかどうかというのは非常に疑問です。ですから、この同意、不同意、これについては、正確なところを言った上で、もう一度とり直すべきじゃないかというふうに思います。この点、どうなのかというところ。これが3点目です。

もう一つは、これは大きな問題になるかもしれませんが、今回の神揚地区、圃場整備事業の本質の一つは中小農家の締め出しだと私は思っているんです。ということが含まれていると。今、国際的には、世界で家族だけで営むような小規模な農業に注目が集まっています。大規模化に対する反省です。そういうことが言われております。2017年末の国連総会は2019年から2028年までを期間として、家族農業の10年とすることが採択されて、昨年からはスタートしています。日本もこれに賛成しております。日本政府も認めた中小農家、家族農業を締め出すような、そうした今回の事業は間違っているのではないかというふうに考えます。この点、一次産業である町の農業を支援・指導する町担当課としては、どのように考えられますでしょうか。お願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） まず、界木地区の今の現状でいくと、5.4ヘクタールのうち、約4.3ヘクタールが賃貸借または使用貸借の契約を結んでおります。残りの分については、個人所有地を作付しておりますので、農地の認定農業者への集積率で申しますと80%の現状でございます。

農業振興について、どのような評価をしているかということでございますが、農業振興も、いろいろなものが農業振興としてあるだろうと思います。そのうちの一つが圃場整備というものではないかなというふうに思っております。界木地区につきましては、水路がない、道路がないという現状で、特に田んぼの用水というのが田越しであるということで、なかなか思うように水を入れられないという状況、それから農機具の大型化になったことによって、田越しでいかなければならないということと、狭小な農地が多かったということで、農家の皆さんが基盤整備が必要だということで、実施期間という意味で、また現在、最終目標の高収益作物をつくるための準備段階であります。私は農業振興の一つとしての基盤整備というのは、今、現段階では農家の方も作付する上では非常によかったというふうに評価をさせていただいておりますので、実施についてはよかったのではないかなというふうに思っております。

圃場整備の区画の基本は、3,000平米、3反ということにしております。界木地区においても3反未満の所有農地の方が、現にそのまま基盤整備をして、約3反の区画の中に、あぜのない田んぼというのがございます。その大半が使用貸借であるとか、賃借契約をして、認定農業者の方がつくっております。また、岸本議員が言われるように、引き続き自分でつくりたいという方は、なかなか自分の思うようにできないというデメリット的なものはあるのではないかなというふうに思っておりますが、界木地区では4名の方で作付しておりますので、そういった問題は、今現在は発生はしていないということです。

同じく神揚地区でした際にも、同様な方というのが出てくるのではないかなというふうに思っております。そこは実現するときに、そういったことも十分説明した上で区画を3反にするのか、またはエリアから外すというのも一つの方法だろうと思いますので、それは農家の方の声を直接聞きながら実施するべきだというふうに思っております。

受け手が見つからないということで、返された後にも荒れ地が残るということ、確かに15年先に見つかるかどうかというのは現段階ではわかりません。ただ、本町は比較的耕作放棄地というのが少ないことから、そういったものを少しでも減らすということを認定農業者の方、担い手に耕作について依頼をしているわけでありまして。

先ほどの質問でもお答えしましたように、区画整備をして主要な道路であるとか、水路であるとか、そういったものがあれば、作り手は見つかるというふうに私は思っております。現に、そういうところも受け手が見つかっておりますので、私たち町も、そういった方々に紹介をかけて、

耕作放棄地または荒地にならないような努力は町、また農業委員会はしなければならないというふうに思っております。

再度、アンケートです。アンケートは、結果、参加が46名、それから不参加が8名という結果に至りました。その中でも、かなりの方が今後も継続して農地を貸したい、または離農したいという方が、かなりの数いらっしゃいました。そういった方々の声も聞きながら、例えば、その土地を道路であるとか、水路であるとか、そういったものに充てる。または規模拡大をしたいという方もいらっしゃいますので、そういう方々に農地の取得についての御相談もしながらいかなければならないなど。その前段として、アンケートをとりました。46名の参加がございましたが、最終的には農地中間管理機構に貸し出すということが事業の同意となりますので、農家の皆さん方、全員の総意を持って実施するのか、またはしないのか、現状のままいくのかというのは、しっかりと農家の皆さん方と話し合いはしなければならないというふうに私は思っております。

小規模な農家の締め出しというのは、基盤整備をすれば、そこで農業ができなくなるというわけではなく、3反という区画の中で農地というのは残るので、全くできなくなるわけではないんですが、確かに、今まで自分の3反未満の農地で自由につくっていたのが、隣地のことを考えながらやらなければならないというところは確かにあると思います。先ほども言いましたように、農地を手放したり、今後も継続して貸し出ししたいというような方々のを集約して、そういったものがないようなことも考えなければならないかなというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 町を取り巻く状況も変わってきていると思います。将来的にどうなのかということも踏まえた上で、土地の問題、転用のこととなりますので、考えていかなければいけないと思います。そして、多様な農業のあり方、そして自由な判断といったことを保証していただきたいなというふうに思っております。

次の質問に移ります。時間がなくなつたので、短くいきますので、答弁も短くお願いします。せっかく用意してくださっていると思うんですけど、済いません。

次は、これからのまちづくりについてです。今、女子集客のまちづくりというのを言われているんですけども、私は女子集客を図る上でも、その町が平和の問題だとか、環境の問題だとか、ジェンダーの問題だとか、そういったことをどう考えているかというところが基本にあって、そして、そこを女子は重視するのではないかなと思うんです。だから、そういう旨も、そのところをきちんと前向きにやっているということをアピールする必要があるんじゃないかと思い、今回の質問に至った次第です。

まず、自治体として気候変動非常事態宣言を上げることについて。地球温暖化については、今、

すごく災害も起こっていますし、いろいろ書いていますけれども、もう言いません。皆さん周知のことだと思いますので。災害がふえたり、大規模化したりして、それに対して、今度のハザードマップの変更もありますし、避難所の問題だとか、防災訓練だとか、起こるべき災害に対しての対処は、今、充実してきているんじゃないかなと思うんです。だけど、今度は原因である二酸化炭素をどれだけ削減していくかについてもやっていかなければいけない。町としても削減目標は持っていらっしゃると思います。そして、それに向かっていろんなことをやっていらっしゃると思います。

その上で、自治体が気候変動非常事態宣言、これを上げる自治体が、今、少しずつふえてきています。恐らく、これは今後、ふえていくだろうと思います。近隣では大木町が上げています。やはり、これを上げることによって、町の取り組みを評価したり、住民の皆さんにそれを周知したり、リーダーシップをとっていくということだと思うんです。この宣言を上げることについてどう思われるか。この部分だけ答弁お願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 住民課長。

○住民課長（永野 公敏君） お答えをいたします。

議員が先ほどおっしゃられましたので、町におきましては、確かに地球温暖化対策実行計画、これを策定いたしまして、さまざまな推進を図ってっております。それにつきましては、温室ガスの排出量削減を図るために庁舎などに太陽光発電の設置、それから省エネ資源の再利用などの取り組み、それから、広報、パンフレットに地球温暖化防止の住民に対する啓発活動なども行っております。

議員がおっしゃっております気候非常事態宣言につきましては、今、議員がおっしゃいました、全国15自治体で宣言をされております。さまざまな活動をされているとは思いますが、しかしながら、この美しいふるさとを自分たちの子や孫、子孫に残すためにも、今後も、今現在、町の中でやっておる施策、それをしっかりと十分に検証しながら、そしてまた推進をしながら、将来にわたってそういった気候非常事態宣言についても検討はしていく必要があるのではないかなとは思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） では、次のジェンダー平等の取り組みについてお尋ねいたします。これも今、男女共同参画計画、これに沿って男女平等という点については、いろんな取り組みがなされているかと思えます。これについても1点だけ、そういったことを踏まえた上でお尋ねいたします。

この男女共同参画基本計画、それを一応読んでみました。ただ、この基本計画にない課題が一

つあります。それは、性的マイノリティー、いわゆるLGBTと呼ばれる方たちの問題です。これは日本の人口の7.6%、こういう方たちがいるというふうに言われております。決して少ない数ではありませんし、こうした性的マイノリティーの皆さんを支援する取り組みが、今、全国で少しずつふえてきています。例えば、国会においては性同一性障害者特例法が2003年に成立しておりますし、これで戸籍の性別変更できるようになっております。それから、渋谷だったか、世田谷だったか、定かじゃないんですけど、例えば、出してくださいと言われる文書の中に男女の別に丸をつけるところがありますよね。これを地域全体で精査したそうです。そうすると、それを書かなくてもいい、指導がないというのが60%あったということで、それを削除している。そんな大きい、小さい、いろんな取り組みがなされております。

本町でも、ここに視点を置いた取り組みを今後していく必要があるんじゃないかというところでお尋ねいたします。いかがでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 住民課長。

○住民課長（永野 公敏君） ジェンダー平等の取り組みについて答弁をさせていただきます。

誰もが性別にかかわらず平等な機会を与えられるというジェンダー平等な社会、この実現に関しましては、国においてもさまざまな取り組みをされておるところであります。SDGsの目標後にもジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化を行うということで、いろんな取り組みをされておるようであります。

本町におきましては、先ほど議員がおっしゃいました男女共同参画基本計画、これを策定いたしまして、その基本理念として、男女が互いに思いやり、自分らしく、ともに生きる町吉富の実現に向けて、各種取り組みを今現在行っているところであります。

本町の取り組みといたしましては、男女共同参画審議会の策定、それから各種審議会の女性委員の登用など、そういったさまざまな取り組みをしておるところではございますが、先ほど議員さんがおっしゃいましたように、LGBT、そういった問題に関しても、この男女共同参画の計画の中には、今後、入れていく必要はあろうかと思っております。

それと、今後につきましても、ジェンダー問題はもとより、LGBT、それからまた、さまざまな人権問題の解消のために、この掲げました基本理念、これの実現に向けて、今後も各種取り組みを行っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） では、次のガールズミーティングと女子集客のまちづくりの関係性についてお尋ねいたします。これもいろいろ書いているんですけども、私はガールズミーティングが予算化されたときに、これは反対しました。その反対した理由の一つが、女子集客のま

ちづくりという事業とガールズミーティングが、どのように計画が引き継がれていくとか、そのところがはっきりしなかった。そこが大きな理由でした。

一つ、具体的な提案なんですけれども、私、長野県の原村というところに何回か研修に行ったことがあります。ここは高原地域で、都会から避暑に来る人が多いんです。この村を、例えばレストラン、喫茶店、それからお菓子屋さん、雑貨屋さん、美術館、いろんなお店を地図も入れて、原村物語というパンフレットにして配って、皆さんに周知してありました。

私は、今回、コロナウイルスの関係でどのくらいになるかわかりませんが、せっかくそういったことをするのなら、吉富町にいろいろありますよね、女子が好きな美容院とか、エステとか、レストラン、お菓子屋さん、それに限らないでいいと思うんです。町として紹介したいなと思うようなところをチラシにして、それを配ったらいいんじゃないかなと思います。

時間がないので、そういったものをつくることについてと、もう1点、チラシをつくるときに、これも私は北海道ニセコ町に研修に行ったときの経験なんですけど、そこは幾つか例があったんですけど、一つ言いますと、古くなっている郵便局を町が使っていいということになって、そのときに、じゃあ、この建物をどう使うかということを考えるときに、住民参加ではなくて、住民主体、住民が考え、決めていく。行政はそれに対して必要な資料を提供したり、会議を招集したり、そういう支援に徹したということでした。これはとつても暇がかかるんですけども、後に生きるそうです。今、そこは図書館ではないんですけど、図書館的スペースとして活用してありまして、移住者を中心とした住民団体が第3セクターでそこを運営しています。とても盛況でした。そういうところに学ぶ必要があるんじゃないかと思うんです。

だから、例えばそういうチラシをつくる時も、住民の皆さん、関係者の皆さんに集まっていたらいい、そこでこうしていくとか、委託、委託ではなくて、そういうことをする必要あるんじゃないかと思います。この2点、お願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

まず、女子集客のまちづくりとガールズミーティングの関係についてという質問でございますので、まず、この点に触れたいと思います。この女子集客のまちづくりの推進事業なんですけど、これはチャレンジショップとか、マルシェや創業支援スクールの実施とともに、これらの事業を将来的に受け継いでいく組織、これはまちづくり会社になるわけでございますが、そこで事業の継承、発展を図りまして、さらには町内の空き家を解消するとか、おしゃれな店舗に変える取り組みなど、関連性のあるメニューを実施していくことを目的としておるところでございます。これらの事業を通じて、創業支援やにぎわいの創出、商業の活性化、交流人口の増加など、少しずつではありますが、着実な効果はあらわれていておりまして、おしゃれな町、吉富町で出店した

いというような、町内外からの好評の声もいただいているところではありまして、町のブランドイメージの向上にもつながっていると実感しているところでございました。

しかし、一方で、何をしているのかわからないとか、なぜ女子なのかとか、効果が不明であるとか、そういった、まだまだ事業全般に対して不透明感とか、疑問の声があるのも事実でありまして、事業開始から4年目を迎えた今年度、これまでとは違う切り口で女子集客の町を内外にPRし、事業の加速・充実を図るとともに、さらなる効果を生み出す起爆剤となる企画を実施できないかというようなことを検討しておったところでございます。

この検討の中で、花畑町長より、例えば、東京ガールズコレクションみたいな一大イベントはどうかとの提案がありまして、現在、東京で関連の会社を運営されている本町出身の方に相談しましたところ、もっと地域に根差したイベントとして全国各地で成功をおさめているガールズミーティングの御提案をいただいたというわけでございます。

皆さん、御承知のように、今般の新型コロナウイルス感染防止に伴い、3月15日のイベントは延期となりましたが、近隣市町の2町に類を見ない、そういった内容であったためか、その反響は大変大きいものがありまして、今後の開催に向けて、これまでの準備の過程で一定のノウハウも蓄積できましたので、これを糧に、より一層魅力あるイベントができるのではないかなというふうに確信をしておるところでございます。

ここで岸本議員さんからの提案についてなんですが、町としてもまちづくり会社というものをフルに活用したいと思っております。町を紹介するパンフレット等につきましても、令和2年度の当初予算の中にPRのパンフレットに関する作成理由を上げさせていただいておりますし、施設等も民間の方が集まって積極的にという提案もいただいたところでございますが、まずは、本町の場合、そういった立ち上がったばかりのまちづくり会社にいろいろ提案をさせ、そこが中心となって、この町を盛り上げるような、そういった活動ができればいいなというふうに我々も支えていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） このことについては、また私も言いたいし、町民の皆さんの声もお伝えしていきたいと思えます。

最後、高校生までの医療費の無料化を拡大することについてなんですが、福岡県が令和3年度から中学生まで医療費の無償化を広げるということを聞いております。この間、予算委員会のときにも聞きましたが、中学生の費用が国保会計分だけでも500万円と言われたんですかね。いく分かお金が、今まで必要だったお金があるわけです。それを財源としてできます。それを使って高校生まで、ぜひ拡大していただきたいということなんですけど、いかがでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 岸本議員がおっしゃられるように、県は令和3年度から補助金の対象を拡大して中学生までというふうに予定しておりますが、高校生までは、まだ県は拡大の計画はございません。医療事業を対象とした場合には、全て町の負担となりますが、助成内容の見直しにつきましては、まず、財源の確保が必要となっております。今のところは高校生までの医療費助成は考えておりませんが、しかしながら、花畑町長とも協議をいたしましたら、今後におきましては町長が福祉の充実に力を入れておりますので、町が推進しております各種事業、例えば、ふるさと納税、企業立地、女子集客のまちづくり等によって、今後の町の税収が上がった場合には、ぜひ検討していく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今回、私の質問の通告がよくなかったもので、急ぎ足になってしまいました。これからも農業者、全ての町民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりのために頑張っていきたいと思います。一般質問を終わります。

.....

○議長（是石 利彦君） ここで暫時休憩をします。再開は11時です。

午前10時52分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（是石 利彦君） 休憩前に引き続き再開します。梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 議席番号7番、梅津です。通告に従い、ただいまより一般質問を行います。

新型コロナウイルス感染で非常に辛い世相の中ですが、小さな幸せまた生かされていることに喜びを感じながら、ともに手と手を取り合い、この国難を乗り切ることがを宣言しましてただいまより質問をいたします。

主に、これまで災害に対して町として避難所での生活を目的とした備蓄を最低限承知しています。過去議会においても、多くの議員より提案を含めた質問がされています。

ただ、これまでは自然災害を想定してのものだったと思います。現在、新型コロナウイルスの感染拡大という状況下で、感染症という災害も考慮した備蓄の必要性を考え、質問並びに提案をします。

では、質問事項でございます。

災害に備えて吉富町が備蓄している物資の説明を求めます。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

災害に備えて、吉富町が備蓄している物資の説明を求めますという御質問に対してお答えをさせていただきます。

備蓄物資については、東日本大震災が発生した平成23年以降、それまでのスコップやハンマー、ヘルメットなどの資機材に加えて、食料としてアルファ米、粉ミルク、ビスコ、水、また生活必需品として食器セット、毛布、ロール畳、網マット、避難者間仕切りセット、簡易トイレ、救急セットといった、避難所において避難者が生活する上で生命の維持に必要な物資の備蓄を進めています。

具体的な備蓄目標は、地域防災計画で定めておりまして、佐井川が氾濫した際の予想避難者数を1,282人と想定し、このときの3日分程度の備蓄の確保を目指しております。3日分の確保と言いましても、町での備蓄のみならず、家庭や事業所等の備蓄を合わせて必要数の確保を目指しているところです。

町では、毎年少しずつ計画的に備蓄量をふやしていますが、食糧のように使用期限が切れていくものもありますので、3日分全てを町で確保することが難しい状況であります。

したがって、この点につきましては町内のスーパーやドラッグストアなどと物資の提供に係る提携を結び、いざというときに優先的に供給してもらうようにいたしております。

また、災害の備蓄とは別に、不織布マスク、防塵マスク、感染防止ウエアセットも備蓄をいたしているところでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 今、説明いただきました。できれば、感染症については、想定していなかったという答えがあるかと思ったら、マスクも十分備蓄されているということで、非常に心強い限りです。

先日の3月14日の毎日新聞の報道によりますと、県のほうではマスクの備蓄をしていなかった。これまで自然災害を頭に入れていたが、感染症で緊急事態が起きることを考えていなかったと、今後は備蓄のあり方を考えるというふうな答弁を知事のほうでされておりました。吉富町においては、私の想定内で備蓄をされているということで、非常に心強く思っております。

ただ、この2番目の質問のところ、見直し、追加はどのようにされていますかというところと併せて、このような大規模なマスク不足というか、感染症がこのように長期にわたってというところまでは想定していなかったように私は思います。

避難所の生活だけのみならず、事業所の、そこで働く方々の業務で使うマスクについては、事

業所責任者が責任持って配付というのがこれ、基本中の基本ではないかと思っておりますので、その辺も絡めて、備蓄物資の見直し、追加というところで、その感染症を含めた備蓄の見直し等は、提案並びにお考えを伺いたいと思っております。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

備蓄物資の見直し、追加につきましては、地域防災計画で計画している物資のほか、他の被災地の状況等を教訓にし、必要と判断したものを予算の範囲内で補填をしております。

例えば、先の12月議会の一般質問で太田議員から御指摘をいただきました段ボールベッドの備蓄について、町長と協議をいたしまして今年度予算で5台購入をいたしております。

また、備蓄の方法は、特に食料のように使用期限が切れてしまうものに関しては、ローリングストックと言いまして、使用期限が切れる前に使用する方式をとっております。

本町におきましては、防災講演会や防災避難訓練のときに賞味期限切れが近づいたアルファ米など、期限が切れる前に配布をいたしており、家庭での備蓄の促進につなげているための啓発を行っているところでございます。

今後とも、全国での被災時の対応状況等を踏まえて、本町にとってよりよい備蓄物資を検討し、安全安心なまちづくりを進めてまいり所存でございます。

議員がおっしゃったように、今回新たに新型コロナウイルス禍という状況になりましたので、これも一つの新しい災害だというふうに認識し、今後の教訓としてマスク等も備蓄をしていかなければならないというふうに思っております。マスクのほかにも、やはり必要なものがあれば柔軟に検討をして備蓄をしていかなければならないというふうに思っております。以上です。

○議長（是石 利彦君） 梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 私、質問事項に避難所だけを思っているわけじゃないのでこれもいいと思うんですけど、先ほど私の質問の中で、当然従業員というか——役場の場合は職員さんですが——方々に業務上お願いするマスクについては町のほうでストック、これまでされていたでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

町でストックしていた不織布マスク、普通のマスクです。それについては、窓口で対応している職員に、どうしても自分で職員自身が確保できない人に対しては配付をいたしております。特に、この2月から確定申告の受け付けとかしていたしましたので、もう間近で、相対で対応するようなこともありましたので、町が備蓄しているマスクを今回、配付をいたしました。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 先ほど、総務課長の答弁の中にあっただと思うんですけども、もう1回確認の意味で。見直しと追加、もう書いてあるんですけど、先ほどされたと思うんですが、私ちょっと緊張していて聞き逃したような気がしたので、見直し、追加はどのようにされているかということを再度お願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 災害の状況を教訓として、随時見直しをしていきたいと思っております。今回の新型コロナウイルスもその一つだと思っております。随時、見直しをしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 今回の新型コロナウイルス感染拡大ということが私たちに教えてくれた教訓といたしまして、災害というのは冒頭で申しましたように自然災害だけではない。いわゆるウイルスによる感染というのが非常に脅威であるということ、私たちともすればハザードマップ等の作成もそうなんですけども、自然災害に対する備えというのはこの間やってまいりました。ただ、このような感染についての備えというものが必要だというのは、今回の件で非常に思い知ったところだと思えます。

避難所開設の折にも、衛生面については非常に気をつけなければいけないだろうということ想定しながら、万が一のときの備えを町とともに我々議会のほうも英知を出し合い、町民の安心安全のまちをつくっていききたいというふうに切望して、次の質問に移りたいと思えます。

次の質問でございます。3月7日にオープンを予定していました中津市三光のセントラルシネマは、大分県内においてコロナウイルス感染者が出たことを考慮し、当分の間、オープンを見合わせています。この中津市に企業誘致という形でオープンを予定するはずだった映画館は、映画館がなくなって久しいこの地元の皆さんにとって、非常に喜びの事業だったというふうに受け止めています。私も、及ばずながら3年ほど前からそういう地域住民及び近隣町民の皆さんの意見をいただきながら、SNSを中心として機運を高める運動を陰ながらしてまいったところ、私のもとには多くの声をいただき、映画館がほしいねと、若者に娯楽を与えてあげてほしいというような意見を頂戴してまいりました。3年前のころは、一度、今度オープンされる予定の映画館の話も立ち消えになり、もうこの辺には映画館はできないんじゃないかというような声も上がっておりました。

ただ、中津商工会議所の皆さんの要望などを踏まえて、中津市長が映画をもって企業誘致という形でオープンするに至ったということについて、大きな喜びを私は覚えています。また、私の

もとはよかったねと、早く映画が見たいねという声を多くいただいております。

地元の映画館というところで、運動を陰ながらしてまいったんですけども、私の地元というのは、文化圏のまちが同じというのが地元の第一条件で、中学生あたりが自転車で行ける距離にあればいいんじゃないかと。私自身が思い返すと、中学生は中津でしたけども、中学生はもちろん高校生、デートとかは高校生ですか、異性の方と甘い思い出があって自転車に乗っていったという思い出があり……。

○議長（是石 利彦君） 梅津議員、質問に移ってください。

○議員（7番 梅津 義信君） そういうことで、映画館の開設を待ち望んでいる声を多くいただいているという状況下で、本町もタイムリーに定住自立圏に加入いたしました、この中津市にできた映画館を応援する下準備というところでは十分でき上がっているというふうに思うところで

す。
ということを前置きに、ただいまより質問に移りたいと思います。中津市の企業誘致という形で実現した映画館のオープンを町としてどのように受け止めていますか。

○議長（是石 利彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

梅津議員からは、映画館建設の件につきましては平成29年3月議会の一般質問でも、御熱心な御質問をいただいたところでございます。

今回、映画館オープンの一報を受けまして、中津駅前の映画館が2011年に閉館してから、9年ぶりに映画館が復活となりまして、また本町からは車で約20分程度の場所にできたということで、町としましても非常にうれしく、また、一町民としましても娯楽の場、文化に触れる機会がふえたということで、喜ばしく思っているところでございます。今回、オープンが延期になったというのは非常に残念でございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） とともに喜びを共有していただきましてありがとうございます。

担当課長も町民でございますが、その他多くの町民の皆様からも、私のもとには「よかったね」、「いつ、いつ」というふうに大変待ち望んでいたオープンでございます。

そのような映画館、再オープンというんですか、また映画館が中津に戻ってきたことについて、喜びの声が町のほうにも届いているかという質問でございます。

○議長（是石 利彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

町に対して、この喜びの声が届いているというようなことは、私自身は把握はしてはおりませ

んが、もちろん個人的な会話の中では「よかったね」とか、「楽しみだ」というようなことは話題には上がっておるところでございます。映画館ができるということは、とても前向きな、元気の出る話だろうと思っておりますので、概ね期待、好評の声が多いのではないかとと思っております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） まさに、何度も言いますが担当課長のその声が、声なき声として町民の多くの声ではないかというふうに考えております。

1町だけで光り輝くというのは、この吉富町だけでは幸せになるということは、私は到底無理だと思います。この地域全体が、輝き明るくなることによって、その中を行進する吉富町も住民も幸せな暮らしができるということが私の思うところでありますので、このたびの映画館の開設は、まさに定住自立圏を結んだ吉富町にとっても希望の光だというふうにとらえております。

3番目の質問でございます。小中学校行事で映画遠足を実施する事を提案したい。

私が、小学生のころには映画遠足というのはなかったんですけども、映画の上映会などございました。お考えを伺いたいと思います。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

先ほど、企画財政課長も申しましたように、中津市では9年ぶりという映画館のオープンが近いうちにあるということで、住民、大人のみならず小中学生も同様に楽しみにしているところではないかということで思っております。春休みも近い時期になって、きっと楽しみにしてどうなるのかなという、今は心配の気持ちもあるのかなとは思いますが。

そういう中で、議員御提案の映画遠足でございますが、今はDVDなど手軽に借りられる時代ではありますが、やはり映画館の大きなスクリーンで見ると臨場感も違いますし、そういう機会も必要ではあるというふうにおもっております。

ただ、学校教育の一環というと、やはり行くまでの交通手段も考えなければいけませんし、貸し切りバスとなると高額な費用が発生をいたします。幸いに、吉富小学校では平成30年度に議会の皆さんの御理解をいただきまして、体育館に大型の電動スクリーンと単焦点のプロジェクターを整備いたしました。教育委員会といたしましては、議員御提案の映画遠足というよりも、まずはこの設備を利用しまして、映画鑑賞会など映画に親しむ機会を設けられればというふうと思っております。

また、今年度豊築地区官公庁連絡協議会の主催で、二宮金次郎の映画上映会がフォーユー会館で催されました。このフォーユー会館でも映画上映も行えますので、映画館で見るといふのは

少し違うかもしれませんが、フォーユー会館は非常にやはり迫力のある映画上映ができるかと、そのときも迫力のある映画でございましたので、まずはこの吉富小学校の大型スクリーンとともに、フォーユー会館の大ホールの設備も併せましてそこを活用していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 担当課長のお話にありました、先般、二宮金次郎の映画上映会、私も感動いたした映画でした。大スクリーンで、フォーユー会館500人収容なので、いわゆる映画館というところでの昔の映画館です。昔の映画館は多くの客席があって、大きい映画を会場で見ておりました。

今度開設する映画館というのは、いわゆるシネマコンプレックスという、割とキャパが小さ目の、多くでも120ぐらいのキャパで、それが幾つもあるいろんな映画が楽しめるという映画館でございます。

二宮金次郎、あれはあれでまた大きい、昔ながらの映画館の、今のシネマコンプレックスとは違う迫力が、3Dではないんですけどあるんだと感じました。

そして、私提案している映画遠足というのは、小学校、中学校の皆さん、学校行事で三井グリーンランドなんかには修学旅行なんかに行くと思います。じゃあ、三井グリーンランドに何を勉強に行くんでしょうか。やっぱり、一つは娯楽も含めた楽しい思い出としての形ではないかというふうに捉えております。

教育的現場での、いわゆる教科書を読むような映画も非常にいいでしょう。私自身、二宮金次郎のを見て、まるで私の幼いころの目標とした生き方をされているような、金次郎先生、尊徳先生を見て、日本人に生まれてよかったなというふうに、改めてこの梅津の生い立ちを振り返ったところがございますが、映画遠足についても別途考えて、いただきたい今後の検討材料にしていきたいと思いますというふうをお願いをして、次の質問に移りたいと思います。

吉富町として、セントラルシネマを宣伝応援することを提案したい。冒頭言いましたように定住自立圏に加入すると同時にオープンする予定。ほぼ同時にオープンするというふうになったこのセントラルシネマを、この定住自立圏を加入した吉富町としましても、例えばポスターとかあるいはカウンターとかにチラシを置いたり、広報なんかでも差し込んだり、いろいろな宣伝をすることを考えられると思いますので、お考えを伺いたいと思います。

○議長（是石 利彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

あくまでも、民間経営の映画館でございますので、まずは商工会議所と商工会の連携による応

援となるのではないかと考えております。

町としましては、ポスターの掲示などの宣伝、応援は可能かなというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 今、担当課長が言ったのはもっともな、中津市が企業誘致として招聘してできた映画館等はあくまでも民間企業なので、今後とも何とかと思います。

まさに、吉富町商工会の御協力をいただきながら映画館は応援していただきたいなと思います。

また、このような意見をいただいています。もし、この映画館がお客さんが来なくて撤退するようなことになれば、もう二度とこの中津の、我々を取り巻く地元、この豊築、京築、中津の中心地とした地域の映画館はないだろうというふうに、ある方から協力を求められました。私もその件については同感です。住民の方では、ほしいかと言えばほしいという。このようなものがあればいいかと言えばあったほうがいいのかと言う。しかし、実際あってもそれがあるだけで行こうとしない、使わなければ、当然、それはなくなってしまいます。

そのためには、皆でいいものについては応援しながら、守り育てて、地域の宝としていかなければならないというふうに思います。行政としても限りあると思うんですけども、ともに応援していただきたいとお願いいたしまして、私の質問は終わります。

.....

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） いつも、私午後なんですけど、午前中に来ましたので、もう終わりますので午前中で、よろしく申し上げます。

新型コロナウイルスの感染により、職員の皆様は大変御苦勞されております。不眠不休の対応に住民を代表してねぎらいを申し上げ、また心からの感謝を伝えさせていただき、手身近に一般質問に入りたいと思います。

1、町の住宅施策全般について。これ、町営団地や町営住宅及び空き家の活用も含みます。

今回の質問は、先日議会で四国一小さい町、高知県田野町視察に行った際に、先方の自治体が行っている施策を我が町のサンプルにならないかと思い質問、提案も含めてさせていただきたいと思います。

1、借り上げ型公営住宅制度の活用について。現在、町営住宅、団地建設を続けている吉富町に対し、民間のアパートは約300戸以上。空き家は、調査後そのまま使える家が105程度あり、それらを活用してはどうかなということも含めた質問です。お願いします。

○議長（是石 利彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） それでは、借り上げ型公営住宅制度の活用について、町営住宅の分野の健康福祉課のほうからお答えをいたします。

借り上げ公営住宅につきましては、民間の事業者が建設、保有する社宅を借り上げることによる公営住宅であり、既存の民間住宅を活用した借り上げ公営住宅の供給の促進に関するガイドラインによりますと、建設費等を当初軽減による効率的な公営住宅の供給が可能となりますが、国土交通省の試算では、借り上げ期間が5年程度の短期間であれば借り上げ方式のほうが、今吉富町が進めております直接建設方式に比べ財政負担が少ないという結果が出ております。さらに、将来の人口、世帯数の減少等があった場合の公営住宅の供給量の調整や、公営住宅の建てかえの際の従前入居者の一時入居先、災害時などの緊急的な入居先として活用することなどが挙げられます。

以上のことから、借り上げ公営住宅制度のメリットを生かすには、直接建設方式を補完するものとして活用することが有効であると考えられるため、例えば今後計画があります高浜、平原間尾団地の建てかえまでの間、供給戸数を確保するために一時的に既存の民間住宅を借り上げること等は有効であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 空き家の活用を含むということでございますので、空き家バンクの関係もございますので企画財政課のほうでもお答えさせていただきたいと思います。

空き家バンクは、地方公共団体が所有者または管理者から空き家の登録を募りまして、空き家の利用を希望する方に物件情報を提供する制度でありまして、空き家等の流通の活性化と移住・定住による地域活性化の2つを主な目的ということで取り組んでおります。

現時点では、賃貸を目的とした登録件数はゼロ件でありまして、売買を目的とした累計登録件数は12件といった状況でございます。

民間の共同住宅を町営住宅として借り上げるという意味での借り上げ型の住宅につきましては、新たな土地の取得の困難な都市部や山間部において、民間の住宅を借り上げることにより、町営住宅の供給が可能になるという利点があるかと思えます。

今後、町営住宅のあり方のところなんですけど、住宅の確保が困難とされる高齢者の単身や夫婦世帯等を中心とした対応を図ることが求められると思いますが、そこで、現在幸子団地の高齢者世帯対応の住戸改善、そういった改修工事を健康福祉課のほうでは事業展開しているところでございます。

そういったこと以外にも、さらに住宅確保が困難な状況となりましたら、その時点で初めてこの空き家バンクの登録物件についても借り上げがどうなのかというような検討が始まるんじゃない

いかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） これ、4番の質問にも絡みますので、後にまた説明をするんですが、私がこれ、なぜ民間住宅を使ってはというのかというと、先ほど、答弁のなかでもありましたように、山間部ですとか一時的に土地確保ができないとかというような話をしたんです。私、幸子団地のときずっと言っていたんですけど、入るときはある一定世帯、いろんな方が入ってくる。残ってくるときは、どうしてもある特定の方々が残ってくる。この方々は、一生ここにすむわけじゃないんです。言い方は悪いですが、高齢者のかたはある一定のときに出て行かざるを得ないです。若い方で、所得がふえれば出て行かざるを得ない。要は、ずっと住むわけではないので、一定期間のもののために町が財政を負担するというは、少し見直しをかけたほうがいいんじゃないですかということも踏まえて、ちょっとこの質問をしているので、それまた4番のときにしますが、ちょっと2番目の質問に行きます。

特定公共賃貸住宅制度の活用について、まずお聞きいたします。

○議長（是石 利彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） それでは、特定公共賃貸住宅制度の活用についてお答えいたします。

特定公共賃貸住宅とは、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、地方公共団体が建設した住宅であります。

公営住宅との一番の違いにつきましては、所得基準が大きく異なる点でございます。

公営住宅が、月額15万8,000円までに対し、特定公共賃貸住宅が月額15万8,000円から48万7,000円までとなっており、いわゆる中堅所得者向けの住宅となっております。

この住宅の供給に関しましては、需要の有無や実施方法等、今後さまざま検討していく必要があると考えておりますが、前向きには検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） こちらは今、説明がありましたように、少し形が違うんです。これ、田野町では町有地に庭つき2階建ての一戸建てを建てています。1,800万だそうです。これは、いわゆる低所得ではなく基準が緩いんです。通常、私たちが今使っている町営住宅は15万8,000円までの人しか入れません。これは、15万8,000円以上の方が入れます。ですから、ある程度の所得がある方に限定されています。

この家族を対象に、今4万5,000円でこの町ではお貸しし、20年後に払い下げするそう

です。そうすると、そのまま定住化をする。並びに所得税が入る。住民税が入る。若者の担い手がふえるということで、大変期待をしているというふうな説明でした。

ただ、川崎町でも似た制度を活用している自治体があります。これ以上、新規の町営住宅をつくることは必要かという議論が最初にあるんではありますが、町の定住化施策としてひとつ考えてもいいのかと。特に、吉富町は若い世代がどんどん入れかわってくれていますので、町がつくってやるのもどうなのかなとは思いますが、今から新しく建設をしていかざるを得ない住宅に関しては、どうしても町で見なければいけない部分と、今後町で見なくてもいい部分とに切り分けなければ、将来負担というものが大変大きくなるのではないかと。ちょっと私、そこを心配しているので、そこについてちょっとどうでしょうか。誰か答えられますか。お願いします。

○議長（是石 利彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、住宅を特定公共賃貸住宅としてしまいますと、これは低所得者向けの住宅である公営住宅の戸数が減少している。公営住宅が、今吉富町の長寿命化計画によって160戸というふうになっておりますので、建てかえでの特定公共賃貸住宅の建設は今のところ想定しておりません。そのため、もし実施することになった場合につきましては、公営住宅とはまた別に、新規に供給することになるというふうを考えております。払い下げにつきましても、この事業を実施した場合には検討する際に検討項目の一つにはなるというふうには考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 続いていきます。3番目の地域優良賃貸住宅制度の活用について。

この制度は、今説明がありましたように、今から吉富町が進める施策の中に高浜と平原の建てかえもしくは移転という問題が出てきます。これは、各団地に居住されている方の中で、高齢者とか介護支援者とか子育て世帯という、ある程度限定した方だけを対象に使えるような住宅だそうですね。

弱い立場向けに特定世帯とか集約した世帯以上の公営住宅としての制度なんですけど、ちょっとこの辺について説明をお願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 地域優良賃貸住宅制度についてお答えいたします。

地域優良賃貸住宅とは、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等、各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境の良好な賃貸住宅の供給を促進するための住宅で、特定公共賃貸住宅とは異なり、対象となる世帯が限定されたものとなっております。

また、所得基準につきましては、ゼロ円から48万7,000円以下となっております。この住宅の供給に関しましても、需要の有無や実施方法等、今後さまざま検討していく必要があると考えておりますが、前向きに検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 今、今度進めざるを得ない高浜と平原なんかでもそうなんです、幸子団地もそうです、別府団地もそうです。高齢者がどうしても買い物に行けないということで、将来的にも負担になるであろうということで、ある程度集約したいということが住宅の以前からの説明でした。

そのときに、ちょっと今までは足かせになっていたのが所得というものがあって、これ15万8,000円という上限があるので、高齢者の2人、いわゆる年金生活者の中でも少し水準が高い人は入りづらかった。でも、これを使えばある程度まで基準が緩和されますので、そこは十分考慮していただいて、今までのような施策とちょっと違う形で利用できるものは利用していただきたいと思ってこの質問をしました。

4番目に行きたいと思います。町による、これらのあっせん、介入への見解についてちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（是石 利彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） お答えいたします。

これらの事業につきましては、特に2番の特定公共賃貸住宅と3番の地域優良賃貸住宅を実施する場合におきましては、民業を圧迫することのないよう、住み分けが十分にできるよう、実施方法、入居要件等を検討する必要があるというふうに思っております。

議員のおっしゃっている民間参入につきましては、国の推進するBPP、PFI事業というものに該当すると思われませんが、その事業につきましては町営住宅に限らず、公共施設の改修や管理運営、空き家再生、にぎわいの創出など多岐にわたる町の課題を、財政負担を迎えながら対処できる可能性のある事業でございますので、慎重に協議検討はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 上記は、今私が聞いてきたのは、町が公営住宅をつくっていくという前提での質問です。しかし、やっぱり財源には限りがあります。以前から私も唱えているように長期にわたる管理はリスクが高いです。そこで、民間の活用などを検討してはどうかというような話だったんですが、もう1つ検討してほしいものがあるんですが、今、幸子団地ができて

から二十数年。その後、ずっと出入りした人間を一度統計とってみたらわかる。残る人間が、どういう方がどれぐらい残るか。出ていく方はどういう形で出てきたか。そうすれば、これから先吉富町が20年後までもつ必要がある住宅というのが見えてくるんじゃないかなと思うので、一度そこは原点に戻って、そういうのも見ていただかないと、今までのものをそのまま受け継ぐんであれば多分将来的にまた負担が大きくなるんじゃないかなと思います。ちょっとそこ、検討していただけるかどうか、いいですか。

○議長（是石 利彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 追跡調査を行い、十分資料を集めて検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 山王団地そして別府団地と、大きな財政負担を吉富町は負いました。将来負担を担っております。伴いました。公債費も、令和に入っても高水準が続き、新たな事業を行うにもこれらが足かせにもなっております。その意味でも、今後の住宅施策は見直しを余儀なくされることと今回改めて一般質問をしました。

今、私が提案したことも踏まえて、将来世代の負の遺産とならないよう、今後の施策を検討してほしいと思い、次の質問に移りたいと思います。

2番、住民の健康と、そのための安心に対して。これは、防犯組合の方とかからお聞きしたことでもあって、今回あえて御質問させていただいております。

住民の幸せ追及には健康が大事です。住民は歩くなど健康に気を使っております。町では、駅伝大会も企画しているとお聞きします。

しかし、一方で高齢者などは道路交通上の安全面で危惧されることが多々あります。決して、歩く住民が悪いわけではございませんが、車社会の中での危険性も指摘されております。

まずは、町が広報やいろいろな手段を使って安全への呼びかけを行ってみてはどうか、お聞きいたします。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

住民の皆様に対する交通安全の呼びかけは、春・秋の全国交通安全運動や、夏と年末の交通安全県民運動の際に広報活動や防災行政無線による啓発活動、特に春と秋の交通安全運動の際は議員の皆様にも参加をしていただき、街頭指導を行っております。

その他の取り組みといたしましては、駐在所が発行するチラシの回覧による啓発活動、また吉富町交通安全指導員による月2回の街頭指導、吉富町防犯組合による週2回の防犯パトロールな

どを行っていただいております、大変頭が下がる思いで感謝をいたしているところでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 年間を通じてさまざまな取り組みをされているのは十分承知しております。

ただ、もう当たり前に流れているだけのようなものが多いので、なかなか皆さんに感じにくい部分があるのかなど。今回、新しい町長になり、町長は運動が大好きなお方ですので、住民の皆さんに元気に頑張らましようって言うときに安全にも気をつけてみたいな感じでアピールしてもらえばいいんじゃないかと思ったので、ちょっとこの質問にしているんですけど、町長何かそういうお考えはないでしょうか。

○議長（是石 利彦君） よくわからん。質問の意味がようわからん。

○議員（5番 山本 定生君） ちょっと次行きます。

ウォーキングとかされる方、皆さんが皆さん、明るい服装であればいいんです。ただ、特に寒い時期になると暗い服を着ている方が大変多いです。防犯パトロールをしているときにも、陰からふっと出てきたときに気づきにくいということが多いです。最近は、こういういろんな小さい光るものをつけていたりとか、懐中電灯を持っている方も大分ふえてきていますけど、そこ、なかなか気づかない、歩行者のほうからすると、車は気づくのが当たり前、気づいてくれるだろうという思いがあるんでしょう。なかなかちょっと、買えば安いものなんですけど、自分で購入するにはなかなか気づかないというのがあるんでしょう。

そこで、安全带、いわゆる反射鏡とか蛍光灯とか蛍光塗料がついているようなたすきみたいなやつです。そういったものをいろんなところで配布されていますので、そういうのを活用して、町のほうでも住民の皆さんにアピールしたりとか配ったりとか、何かそういう啓蒙をやってはいかかかと思うんですけど、これについてどうでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 反射たすきにつきましては、山本議員から一般質問をいただき、町の予算がございませんでしたので、町長からの指示により豊前築上交通安全協会に御相談をいたしたところ、必要に応じて町に提供ができるという回答をいただきました。早速、今回65本の反射たすきを提供していただいたところでありまして、住民の皆様にご提供をしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） そういうのも、町長がみずから「気をつけてね」とか言って配っ

たりするアピールも面白いのではないかなと思いますけど、何かきょうは元気なさそうなので、そういうアピールはせんでいいですか。まあ、余りちょっと無理難題を言っても。

決して、歩行者が悪いわけではなく、明るい服装や反射材をつける法律や義務ありません。車側に歩行者を視認する、安全を守る義務があるんです。しかし、実際は事故に遭えば歩行者が弱い。命に危険性が及びます。町の安全対策の一環として、前向きに進めていただくことを住民代表として感謝申し上げます。

続きまして、次の質問に移りたいと思います。

3番、新型コロナウイルスに関して、連日メディアに取り沙汰されておりますこの件に関して、町の対応状況とその影響についてお聞きいたします。

○議長（是石 利彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 新型コロナウイルス改善対策本部事務局として、健康福祉課よりお答えをいたします。

町の受ける影響についてでございますが、過去に類を見ない新型のウイルスによる感染症のため、影響については計り知れないものがあると考えられます。感染症の蔓延により、社会生活全体が脅かされ、さまざまな社会問題が推測されますが、これは本町に限らず日本全体や世界全体に影響を及ぼすものと理解しております。

人的な影響につきましては、幸いにも現在までに町民や職員への感染の確認はございません。

それと、予算的なものにつきましては、コロナウイルス関連の予算につきましては、現在も進行中ではありますが、確定はできておりませんが県より学童保育の拡大分とあと保育所関連の消毒液、マスク等の購入については補助対象という連絡が緊急にございましたので、今回、追加補正ということで提案させていただくようになって、計上させていただいております。

その他の補助につきましても、現在では集計ができておりません。随時いろんなことがあった場合には県等に相談をして、今後も予算の計上をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） まだ進行中ですので、なかなかわかりづらい部分があるんだと思います。

このコロナウイルスに対して町が行った対応とその対策について、内容の説明を求めます。

○議長（是石 利彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） それではお答えいたします。

吉富町では、平成25年3月に制定した吉富町新型インフルエンザ等対策本部条例に準じ、令和2年2月21日付で町長を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部を設置いたしました。

た。

きょうまで7回の会議を持ち、町民の安全な生活を守るため国や県の最新の情報収集に努め、近隣の自治体と情報共有し、住民に対する感染症予防対策に努めております。

第1回、2月21日の会議では、会議の位置づけと近々に差し迫っていた3月1日のガールd e マルシェの中止と3月15日のガールズミーティングの延期を決定いたしました。

第2回、2月25日の対策会議では、職員の新型コロナウイルス対策の実施を決定し、3月6日までの町の会議は基本中止といたしました。

また、国内の感染状況や緊急対応策を確認し、住民へ早期の情報提供に努めることも決定いたしました。具体的には、広報よしとみ3月号に特集ページを設けるとともに、全戸に感染症対策についてのチラシを急遽2月28日、花畑町長の指示により配布をいたしております。これにつきましては、住民に気をつけていただきたいとこと、帰国者・接触者相談先の周知をしております。

町内の公共施設におきましても、感染症対策への御協力のお願いとすることでポスターの掲示を行っております。

第3回目、3月2日の対策会議では、公共施設の利用に関する基本方針を策定し、町内の公共施設の休館を3月3日から3月31日までと決定いたしました。

学校関係におきましては、吉富小学校及び吉富中学校を3月4日から3月23日まで臨時休校といたしております。

また、防災無線による住民への注意勧告を実施いたしております。

第4回、3月4日の対策会議では、各課の課題の共有を行い、町内公共施設の体育館は3月5日から、子育て支援センターは3月9日から休館といたしました。

また、引き続き防災無線による住民への注意勧告を3月6日まで実施することといたしております。

第5回目、3月6日の対策会議では、会議中止期間の延長を3月13日までといたしました。各課の課題の共有、予防対策の徹底についての確認をいたしております。

また、確定申告につきましては、国の方針により申告期限が令和2年4月16日まで延長とされております。

第6回目の3月9日の対策会議では、新たに小中学生による防災無線での町民への周知対応、消毒などの防疫対策の確認を行っております。

第7回目、3月11日の対策会議では、国の対策本部による緊急対応策の確認を行いました。また、病院関係やスーパー、商店、公共機関、人がたくさん集まるところに新たにポスターの掲示をするように決定いたしております。

直近では、第8回目、3月16日の対策会議では、国の対策本部による緊急対応策の確認を行いました。今後につきましても、今後の国の動向を見極め、対応していくことを決定いたしております。

今、申し上げたこのような状況におきましては、随時町のホームページで周知しております。今後も、まだ終息しておりませんので、対策本部につきましては週一、二回のペースで開催し、各課や関係機関の密な情報共有を図り、総合的、効果的な対策に迅速に取り組むことといたしております。

また、各課で行った対応の詳細につきましては、担当課よりの御説明をいたします。

以上で、健康福祉課からの説明は終わります。

○議長（是石 利彦君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） それでは、総務課関係で対応についてお答えをいたします。

まず、職員への対応といたしまして、町の対策本部会議での議論を踏まえ、職員が実施すべき新型コロナウイルス対策を取りまとめ、2月25日に全職員に対して庁内覧で通知を行いました。

具体的な実施内容といたしましては、庁舎内の対策といたしまして、消毒液を役場入り口のほか、必要な箇所に配置するとともに、不特定多数の方が接する箇所についてこまめに除菌を実施すること。来庁者向け感染予防のための啓発の張り紙を設置するなどを決め、即時実施をいたしました。

個々の職員の対応といたしましては、窓口対応の職員にマスクを着用するようにしたほか、外出後の消毒の徹底、かぜのような症状が出た場合の休暇取得の推奨、37.5度以上の発熱時の自宅待機等を決めました。

また、不要不急な出張については、極力控えるようにし、やむを得ず出張する際も公共交通機関は使用しないよう指示をいたしました。

北九州市から電車で通勤している職員がおりますが、その職員につきましても3月中はマイカー通勤に切りかえております。

多数の方が集まる会議やイベント等の開催については、可能であれば延期や中止等の開催を当面自粛することも決めました。

このほか、勤務時間外においても人込みや公共交通機関の利用をできるだけ避け、不用な旅行、レジャー、イベント、飲み会等の会合への参加自粛も要請し、休日であっても万が一近隣に感染者が発生した場合等について、いつでも対策本部会議等が開催される体制をとるよう、関係職員に指示をいたしております。

さらに、3月5日からは事業者への来庁時のマスク着用を求めるとしたほか、3月9日からは全職員にマスク着用を求め、公用車に消毒液を置き、触れる箇所の消毒、庁舎内の換気を

1 日数回行うなど感染防止のため対策を強化いたしております。

今後も感染の状況に注視し、必要に応じて柔軟にかつ迅速にできる限りの対策を進めてまいりたいと考えております。

総務課からは以上です。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 教務課関係での対応についてお答えをいたします。

学校関係の休校につきましては、先ほど健康福祉課長が申したとおり3月4日から3月23日までを小中学校とも臨時休校といたしております。

卒業式、修了式につきましては、予定どおりの日程で行うこととしまして、中学校については3月の12日に規模縮小、時間短縮マスク着用等の協力を得ながら実施したところです。吉富小学校の卒業式につきましても、同様の内容で3月18日に予定どおり行うこととしております。

この臨時休校に当たりましては、急遽ではありましたが2月28日の金曜日に小中学校のPTA役員にお集まりをいただきまして、学校、教育委員会、花畑町長も同席してでの合同での臨時のPTA役員会を開催しまして、保護者の御意見を伺ったところでございます。

この臨時休校への対応としまして、急遽の対応となりましたので、国の休校要請開始が3月2日ではございましたが、吉富小学校、中学校とも3月の2日、3日を通常通りの出校としまして、3学期の学習のまとめや、小学校においては6年生については卒業式の練習、また予定をしない休校でありますので、休校中の学習課題の準備、配付、生活面での注意事項をまとめましたしおりの作成、配付など、担任から注意事項等の説明を行いました。

また、4日から6日までの3日間につきましては、自宅あるいは保護者等で子供を見られない方につきましてはの児童の対応として、学校での預かりを3日間実施したところでございます。

また、臨時休校が始まりまして1週間目となります3月10日の火曜日には、小中学校の児童会、生徒会の代表が児童生徒に対しまして、町の防災行政無線を通じまして呼びかけを行いました。子供たち、保護者が不安な思いをしているのではないかと町の町長の御心配、それを少しでも和らげるような方法はないかとのことで、学校と協議をいたしまして、そういう対応をとっております。

そのメッセージの中では、学校の休校中の過ごし方や自宅学習、学校との約束を守りましょう。みんなで頑張っていきましょうと校長先生の言葉に続きまして、児童の代表がメッセージを送りました。この放送を聞いた住民、保護者の方からは、子供が学校に行けず友達にも会えない中、この放送を耳にしてとても喜んだ、安心していましたと、涙が出ましたとの電話が教育委員会、そして直接にも教育委員会にもそのようなお声がたくさん届いているところでございます。

社会教育関係では、先ほど健康福祉課長が申しました施設につきましては、3月末まで休館を

しております。使用者につきましては、事前に職員が手分けをし、電話連絡をし、対応したところでは、

また、教育委員会の施設の貸し館につきましては、使用料は前払いとなっておりますが、この払い済みの使用料につきましては、今回の事案につきましては全額還付するということでの対応をとっているところでございます。

教育委員会では、今回のコロナウイルスの関係で、直接子供や住民が対象となる部分が非常に多くあり、今後も状況の変化に応じまして対応していかなければならない場面も多くあると想定をしております。

近隣の状況はもちろんですが、保護者の困り感や子供たちの状況をしっかり見ていきながら、やるべき対策は他市町村に先駆けてもやっていかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） いろんな説明をありがとうございます。

我々の知らないところで、これだけのことをやっているということがよくわかりました。

あと、最後です。今後の見通しと方針についての説明を求めます。

○議長（是石 利彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） お答えいたします。

今後の見通しにつきましては、町が受ける影響についての御質問同様、現在予測がつかない状態でございます。

ただし、今後の方針につきましては、国の専門会議等の見解や厚生労働省が示す新型コロナウイルス感染症対策の基本方針に沿って、町の対策本部で適宜方針や今後の方向性を確定し、具体的に徹底した感染症予防対策を講じてまいります。

現在におきましては、小規模患者集団を生み出すことを防ぎ、感染拡大を予防防止する取り組みを強化しております。

今後は、各課や関係機関、県、保健所等の情報共有を図り、相互に連携し、総合的、包括的な対策に取り組むこととしております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） よくわかりました。

最後に、住民の安心安全の考えを町としてのメッセージとして、町長、一言どうでしょうか。町長発言ありませんでしょうか。何か、一言ありませんか。住民に対して、安全安心をアピールする、何かメッセージはございませんでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 町長。

○町長（花畑 明君） アピールですか。メッセージ。

特段はございません。やるべきことをしっかりとやるということでもあります。

先ほどから、それぞれの担当課長から町長の指示によりというような言葉がたびたび出るんですけど、これはみんなで話し合った結果、私が「じゃあそうしましょう」と言ったことでもありますので、誤解のないようにしていただきたいと思います。

担当課として、本当に土曜も日曜も各課長さん、また職員の人たちは出てきていただいて、コロナウイルス、また今度の機構改革、本当に時間を惜しまずに頑張ってくれていますことをまず皆さんにも御報告させていただきたい。そしてまた、議会からも私どもでは気づかないいろんなことがあると思います。そういうことをぜひ御指摘をいただいて、私たちもしっかりとそれに耳を傾けて、ともに頑張っていければ、町民の幸せにつながっていくんじゃないかな、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 済いません、ちょっと昼までに終わりませんでした。説明が長くなって。

まだまだ終息のほうは先行きが見えません。町長を初め、職員の皆様の御苦労は十分承知の上ですが、住民の安心安全を守っていただける行政であり続けてほしいと切望して、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。長時間、お疲れさまでした。

午後0時02分散会
